

産業廃棄物の受入基準

株式会社アシスト

受け入れ出来る廃棄物の種類および基準は下表のとおりです。

なお、必要により受入基準を変更する場合があります。

令和5年11月1日より適用

産業廃棄物の種類	基準	法令基準等
共通受入基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物が飛散・流出しないようシートで覆うなどして搬入すること。 2 引火性、発火性、爆発性、有害ガス発生等のないものに限ります。 3 PCBに汚染されている物が混入していないこと。 4 溶出試験等が適用される物は、判定基準に適合していること。 ※分析結果の提出をお願いします。 5 廃棄物受入監視員による展開検査において適合していること。 	
廃プラスチック類	中空の状態でないように、最大径おおむね <u>15cm以下</u> に破砕又は切断すること。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条第1項第3号リ
ゴムくず	最大径おおむね <u>15cm以下</u> に破砕又は切断すること。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条第1項第3号ヌ
紙くず	最大長おおむね50cm以下であること。	
繊維くず	畳は1畳のままでは、受入おこないません。 破砕していただき、飛散防止措置が講じられること。	
木くず	最大長おおむね50cm以下であること。	
金属くず	<ol style="list-style-type: none"> 1 最大長おおむね30cm以下であること。 2 中空の状態でないこと。 3 塗料等の異物は除去されていること。 	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	<ol style="list-style-type: none"> 1 最大長おおむね30cm以下であること。 2 中空の状態でないこと。 3 木片やプラスチック類は除去されていること。 4 蛍光管は除去されていること。→「蛍光灯・乾電池」欄参照 5 アスベスト無含有調査書(含有していないことが証明出来る書類の添付が必須)を搬入時に提出すること。 	
	石膏ボード	<ol style="list-style-type: none"> 1 最大長おおむね50cm以下であること。 2 中空の状態でないこと。 3 飛散防止措置が講じられていること。 4 木片やプラスチック類は除去されていること。 5 アスベスト無含有調査書(含有していないことが証明出来る書類の添付が必須)を搬入時に提出すること。

産業廃棄物の種類		基準	法令基準
非飛散性アスベスト	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボードを含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 最大長おおむね50cm以下であること。 2 中空の状態でないこと。 3 石綿含有廃棄物専用の袋又は、溶出しない袋に二重梱包・密閉し且つ吊っておるせる状態(フロンに入れれば三重)であること。 	
	廃プラスチック類 がれき類 金属くず	<ol style="list-style-type: none"> 4 積み下ろしは、弊社で行います。 <p>(注：Pタイルの場合、マニフェスト上は「廃プラスチック類」扱いとなります。</p> <p>(注：ヒ素及びカドミウム含有に該当する物は、非飛散性アスベスト(石綿含有産業廃棄物)扱いと同様にします。)</p>	
	がれき類	<ol style="list-style-type: none"> 1 最大長おおむね50cm以下であること。 2 鉄筋等の異物は除去されていること。 	
	鉱さい	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質判定基準に適合していること。 2 火気を帯びていないこと。 3 飛散防止措置(加水等)が講じられていること。 4 水銀含有量が15mg/kg以内であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第1 ・山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱 第6～8条
	ばいじん	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質判定基準に適合していること。 <p>※ 小型焼却炉から排出する場合は、分析頻度を1回/半年とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 火気を帯びていないこと。 3 水銀含有量が15mg/kg以内であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第1 ・山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱 第6～8条
	汚泥	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質判定基準に適合していること。 2 含水率85%以下にすること。 3 腐敗等により著しい悪臭が発生しないこと。 4 油分(ノルマルヘキサン抽出物質)が5%以下であること。 5 水銀含有量が15mg/kg以内であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第1 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条第1項第3号へ ・山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱 第6～8条 ・昭和51年11月18日 環水企181・環産17 油分を含むでい状物の取扱いについて
	燃えがら	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質判定基準に適合していること。 <p>※ 小型焼却炉から排出する場合は、分析頻度を1回/半年とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 火気を帯びていないこと。 3 金属(鉄筋等)は除去されていること。 4 水銀含有量が15mg/kg以内であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第1 ・山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱 第6～8条
	蛍光灯・乾電池	<ol style="list-style-type: none"> 1 水銀を含まない乾電池、蛍光灯を搬入する際は、判別番号をご提示願います。不明な場合は水銀使用製品産業廃棄物とさせていただきます。 2 気泡緩衝材で梱包する、硬い容器に入れる、袋で二重梱包するなどして、破碎することのないよう、また他の物と混合するおそれがないよう区分してあること。 	
	その他	<p>動植物性残さ、動物系固形不要物、自動車等破碎物、蛍光灯・乾電池以外の水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、別途ご相談下さい。</p>	

有害一般廃棄物の判定基準及び試験検査項目

令和2年8月1日現在

	種類	燃え殻 ばいじん	汚泥	鉱さい	判定基準	
一般	項目					
	含水率		○		85 %以下	
	油分		○		5 %以下	
有害物質関係係	1	アルキル水銀化合物	○	○	○	検出されないこと
	2	水銀又はその化合物	○	○	○	0.005 mg/ℓ以下
	3	カドミウム又はその化合物	○	○	○	0.09 mg/ℓ以下
	4	鉛又はその化合物	○	○	○	0.3 mg/ℓ以下
	5	有機燐化合物		○		1 mg/ℓ以下
	6	六価クロム化合物	○	○	○	1.5 mg/ℓ以下
	7	砒素又はその化合物	○	○	○	0.3 mg/ℓ以下
	8	シアン化合物		○		1 mg/ℓ以下
	9	PCB(ポリ塩化ビフェニル)		○		0.003 mg/ℓ以下
	10	トリクロロエチレン		○		0.1 mg/ℓ以下
	11	テトラクロロエチレン		○		0.1 mg/ℓ以下
	12	ジクロロメタン		○		0.2 mg/ℓ以下
	13	四塩化炭素		○		0.02 mg/ℓ以下
	14	1,2-ジクロロエタン		○		0.04 mg/ℓ以下
	15	1,1-ジクロロエチレン		○		1 mg/ℓ以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン		○		0.4 mg/ℓ以下
	17	1,1,1-トリクロロエタン		○		3 mg/ℓ以下
	18	1,1,2-トリクロロエタン		○		0.06 mg/ℓ以下
	19	1,3-ジクロロプロペン		○		0.02 mg/ℓ以下
	20	チウラム		○		0.06 mg/ℓ以下
	21	シマジン		○		0.03 mg/ℓ以下
	22	チオベンカルブ		○		0.2 mg/ℓ以下
	23	ベンゼン		○		0.1 mg/ℓ以下
	24	セレン又はその化合物	○	○	○	0.3 mg/ℓ以下
	25	1,4-ジオキサン (H25.6.1～)	○	○	○	0.5 mg/ℓ以下
	26	ダイオキシン類	○	○ ※1		3 ng-TEQ/g以下
	27	放射性セシウム (セシウム134と137の合計量)	○	○	○	1000 Bq/kg以下
	熱灼減量					
検査項目数		(※) 10項目	29項目	9項目		

備考

- ① ○印の項目について検査が必要です。但し、当該廃棄物の発生工程、使用原材料等によっては、項目を追加する場合があります。
- ② 有害物質の1～25は溶出試験、26・27は含有試験になります。
- ③ 有害物質の検査方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検出方法(昭和48年環境庁告示第13号)」による他、国等が示す方法による。
- ④ 放射性セシウム濃度の測定方法は、ゲルマニウム半導体検出器等による方法とし、検出下限値は20Bq/kg程度とする。
- ⑤ 検査成績書は、環境計量証明事業所又は公共機関の発行したものであって、1～25は3か月以内、26は1年以内、27については1か月以内に実施したものに限り、継続的に搬入する場合、27の放射性セシウムについては原則として1か月に1回測定し報告をお願いします。

※1 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設から排出されるものに限ります。

※2 燃え殻・ばいじん・鉱さいの事前協議では、1～25は8項目となっていますが、抜取検査時に全項目の分析結果が必要となるため、事前協議時点で全項目の分析結果を添付していただきますようお願い致します。(後日提出でも構いません。)

有害産業廃棄物の判定基準及び試験検査項目

令和2年8月1日現在

	項目	種類	燃え殻 ばいじん	汚泥	鉱さい	判定基準
一般	含水率			○		85 %以下
	油分			○		5 %以下
有害物質関係係	1	アルキル水銀化合物	○	○	○	検出されないこと
	2	水銀又はその化合物	○	○	○	0.005 mg/l以下
	3	カドミウム又はその化合物	○	○	○	0.09 mg/l以下
	4	鉛又はその化合物	○	○	○	0.3 mg/l以下
	5	有機燐化合物		○		1 mg/l以下
	6	六価クロム化合物	○	○	○	1.5 mg/l以下
	7	砒素又はその化合物	○	○	○	0.3 mg/l以下
	8	シアン化合物		○		1 mg/l以下
	9	PCB(ポリ塩化ビフェニル)		○		0.003 mg/l以下
	10	トリクロロエチレン		○		0.1 mg/l以下
	11	テトラクロロエチレン		○		0.1 mg/l以下
	12	ジクロロメタン		○		0.2 mg/l以下
	13	四塩化炭素		○		0.02 mg/l以下
	14	1,2-ジクロロエタン		○		0.04 mg/l以下
	15	1,1-ジクロロエチレン		○		1 mg/l以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン		○		0.4 mg/l以下
	17	1,1,1-トリクロロエタン		○		3 mg/l以下
	18	1,1,2-トリクロロエタン		○		0.06 mg/l以下
	19	1,3-ジクロロプロペン		○		0.02 mg/l以下
	20	チウラム		○		0.06 mg/l以下
	21	シマジン		○		0.03 mg/l以下
	22	チオベンカルブ		○		0.2 mg/l以下
	23	ベンゼン		○		0.1 mg/l以下
	24	セレン又はその化合物	○	○	○	0.3 mg/l以下
	25	1,4-ジオキサン (H25.6.1～)	○	○	○	0.5 mg/l以下
	26	ダイオキシン類	○	○ ※1		3 ng-TEQ/g以下
	27	放射性セシウム (セシウム134と137の合計量)	○	○	○	1000 Bq/kg以下
	28	水銀含有量 (H29.10.1～)	○	○	○	15 mg/kg以下
	熱灼減量					
検査項目数		(※	11項目	30項目	10項目	

備考

- ① ○印の項目について検査が必要です。但し、当該廃棄物の発生工程、使用原材料等によっては、項目を追加する場合があります。
- ② 有害物質の1～25は溶出試験、26・27・28は含有試験になります。
- ③ 有害物質の検査方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検出方法(昭和48年環境庁告示第13号)」による他、国等が示す方法による。
- ④ 放射性セシウム濃度の測定方法は、ゲルマニウム半導体検出器等による方法とし、検出下限値は20Bq/kg程度とする。
- ⑤ 検査成績書は、環境計量証明事業所又は公共機関の発行したものであって、1～25及び28は3か月以内、26は1年以内、27については1か月以内に実施したものに限り、継続的に搬入する場合、27の放射性セシウムについては原則として3か月に1回測定し報告をお願いします。

※1 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設から排出されるものに限り、

※2 燃え殻・ばいじん・鉱さいの事前協議では、1～25は8項目となっていますが、抜取検査時に全項目の分析結果が必要となるため、事前協議時点で全項目の分析結果を添付していただきますようお願い致します。

(後日提出でも構いません。)